2019年12月1日

金銭管理サービスに関するアンケート調査結果

NPO 法人釧路・根室権利擁護支援センター

(回答数 132件)

このアンケート調査は、弁護士、社会福祉士及び精神保健福祉士が中心となり、本年6月に新たにNPO法人化したNPO法人釧路・根室権利擁護支援センターが釧路・根室における権利擁護支援の一助として令和元年10月3日から11月15日まで実施し、132事業所から回答がありました。

現在、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業に代表される金銭管理の支援が実施されていますが、対象者の急激な増加、社会環境の変化等に伴って支援を受けることができない状態の方も増加しています。

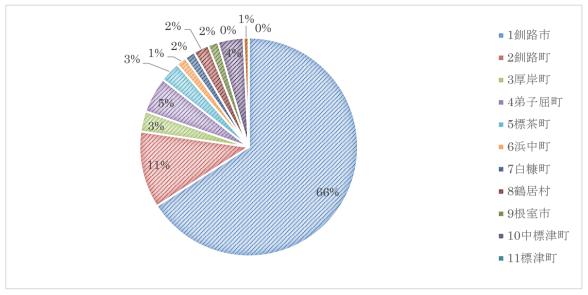
このアンケート調査は、金銭管理サービスの現状の把握と、今後金銭管理サービスが社会資源として定着し、サービスを提供する団体を増やしていくために整備していかないといけないことを把握することを目的としました。

対象としては、釧路町総合振興局を介して市町村が所管(指定)する社会福祉協議会をはじめ、医療機関又は介護・福祉関係事業所へ配布してもらう方法により、配布していただき、 FAXにて回答を得た。

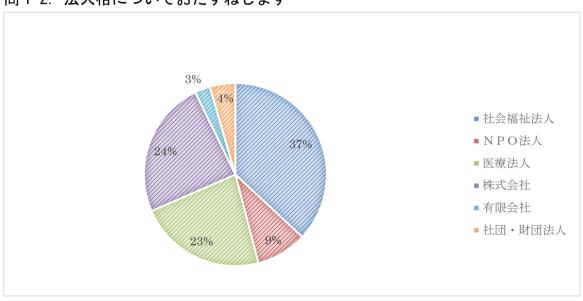
<留意事項としては次のとおり>

- 2019 年 4 月 1 日時点としてお答えください
- ご回答はお送りしている事業所(施設)についてお答ください
- · 「主サービス」は貴事業所が実施している事業、サービスの中で最も利用人数が多いものをさします
- ・ 「金銭管理サービス」は日々の金銭(お小遣い等)の管理、出納帳(お小遣い帳)の作成等を主としたサービス提供をさします
- 事業としてだけではなく、やむを得ず実施している場合も含みます。
- サービスに対する対価(費用)の発生有無は問いません

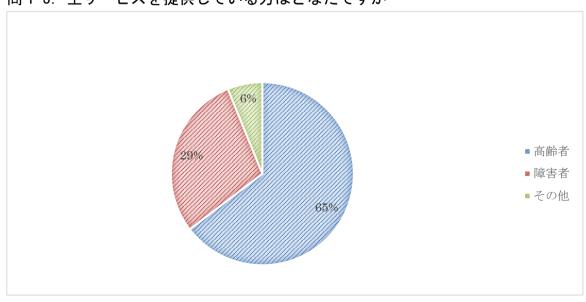
問 1-1. 所在地はどちらですか



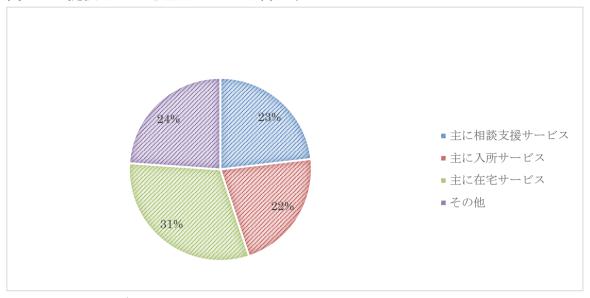
問 1-2. 法人格についておたずねします



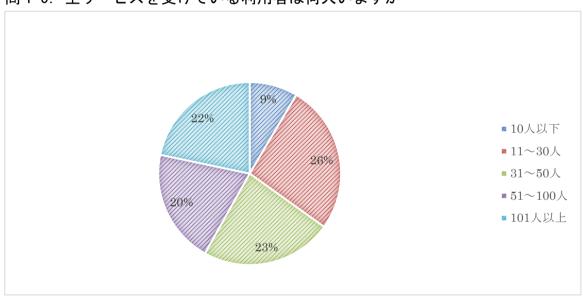
問 1-3. 主サービスを提供している方はどなたですか



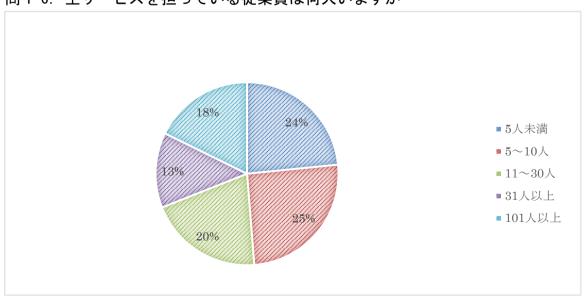
問 1-4. 提供している主サービスは何ですか



問 1-5. 主サービスを受けている利用者は何人いますか



問 1-6. 主サービスを担っている従業員は何人いますか



問 2 「金銭管理サービス」の実施有無についてお伺いします

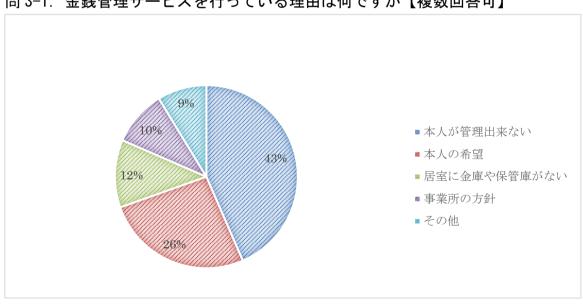
問2. 金銭管理サービスを実施していますか



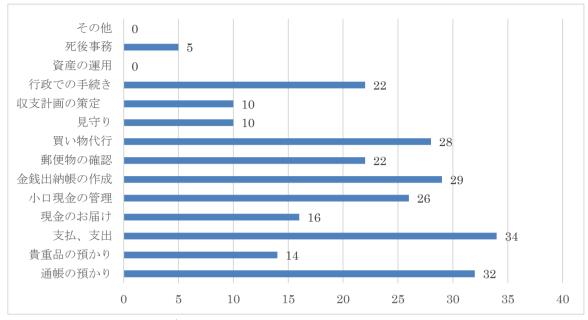
問3 「金銭管理サービスを実施している・実施していた」方にお伺いします

■金銭管理サービスの提供について

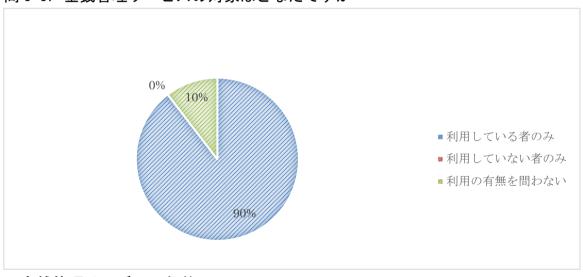
問 3-1. 金銭管理サービスを行っている理由は何ですか【複数回答可】



問 3-2. 金銭管理サービスとして行っていることは何ですか【複数回答可】

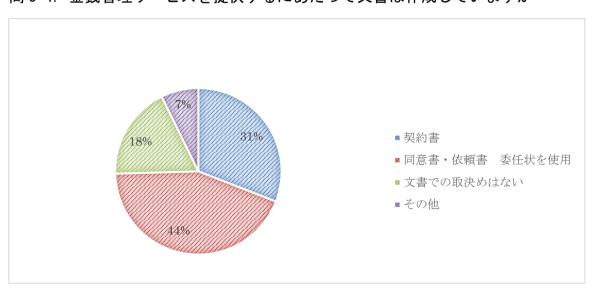


問 3-3. 金銭管理サービスの対象はどなたですか

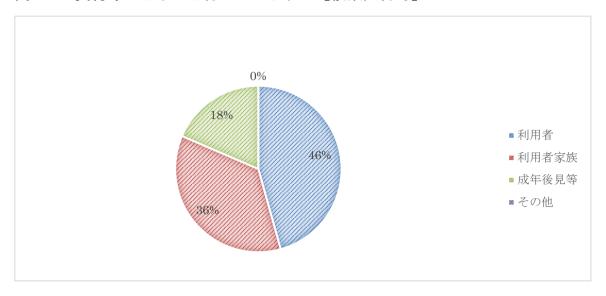


■金銭管理サービスの契約について

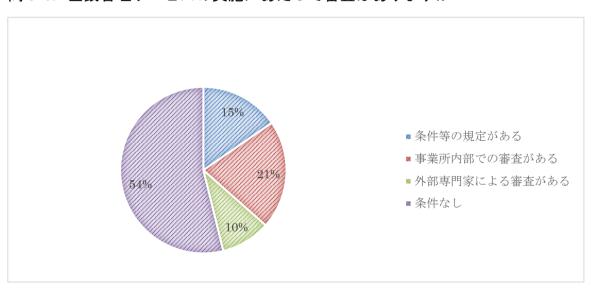
問 3-4. 金銭管理サービスを提供するにあたって文書は作成していますか



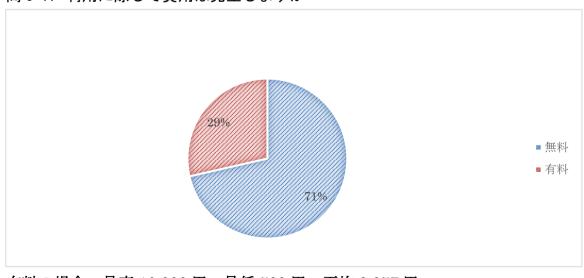
問 3-5. 契約等はどなたと行っていますか【複数回答可】



問 3-6. 金銭管理サービスの実施にあたって審査はありますか



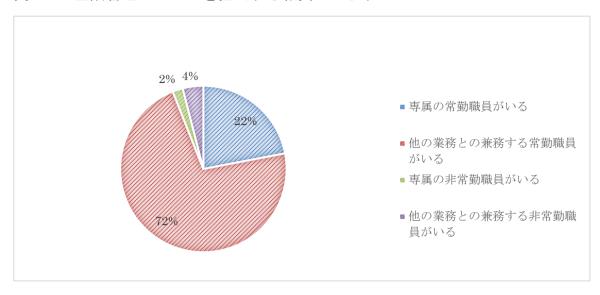
問 3-7. 利用に際して費用は発生しますか



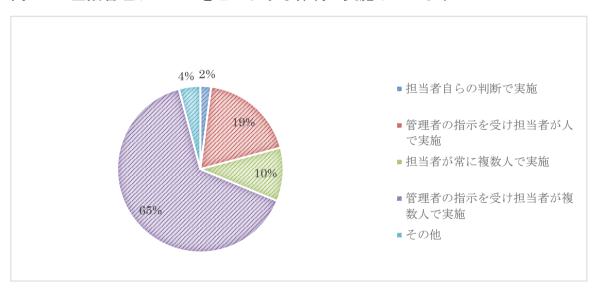
有料の場合 最高 10,000 円 最低 500 円 平均 2,057 円

■金銭管理サービスの実施体制について

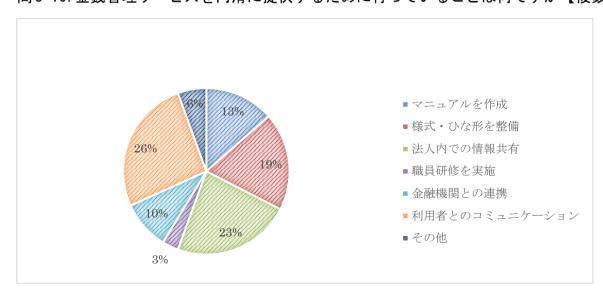
問3-8. 金銭管理サービスを担当する職員はいますか



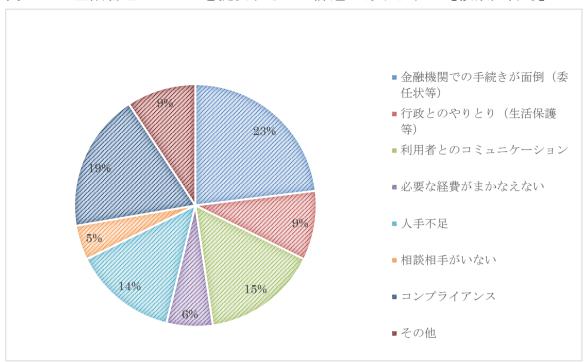
問 3-9. 金銭管理サービスをどのような体制で実施していますか



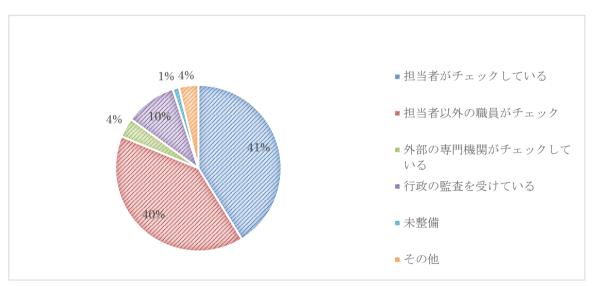
問3-10. 金銭管理サービスを円滑に提供するために行っていることは何ですか【複数回答可】



問 3-11. 金銭管理サービスを提供する上で課題はありますか【複数回答可】



問 3-12. 金銭管理サービスのチェック体制は整っていますか【複数回答可】



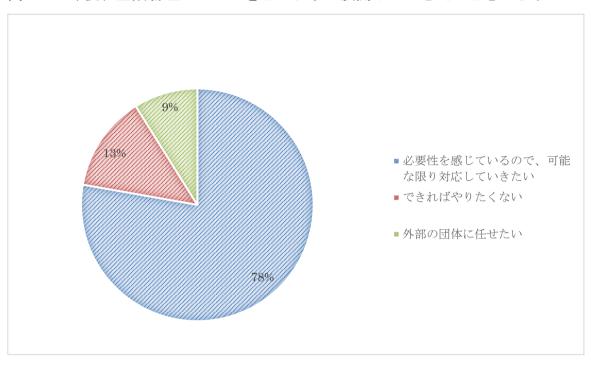
現在も実施している場合は、問4に進む。

現在は実施していない場合は、問5に進む。

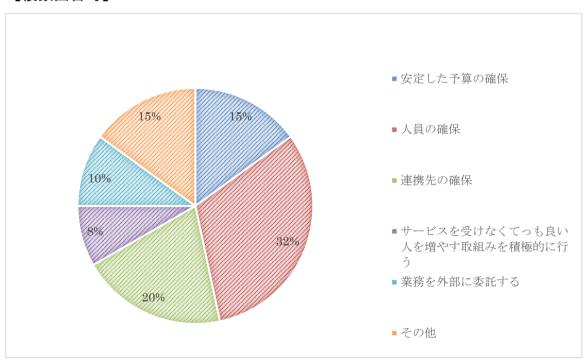
問 4 現在も継続して「金銭管理サービスを実施している」方にお伺いします

■金銭管理サービスの今後について

問 4-1. 今後、金銭管理サービスをどのように展開していきたいと思いますか



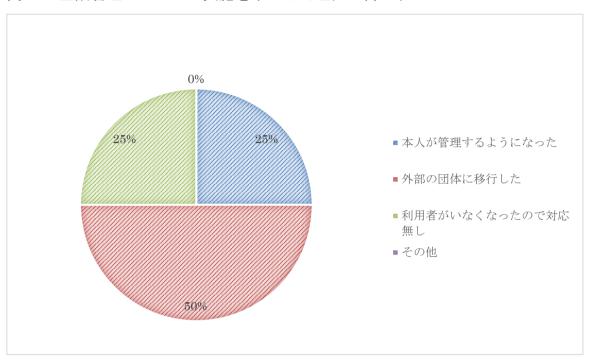
問 4-2. 金銭管理サービスを継続的に実施していくために必要なことは何ですか 【複数回答可】



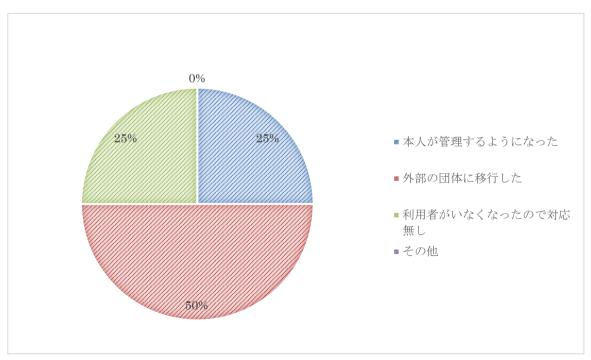
問7に進む。

問5「金銭管理サービスを実施していたが今はしていない」方にお伺いします

問 5-1. 金銭管理サービスの実施を中止した理由は何ですか



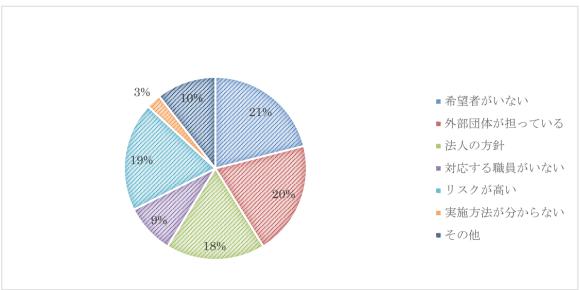
問 5-2. 中止した際、利用していた人はどうなりましたか



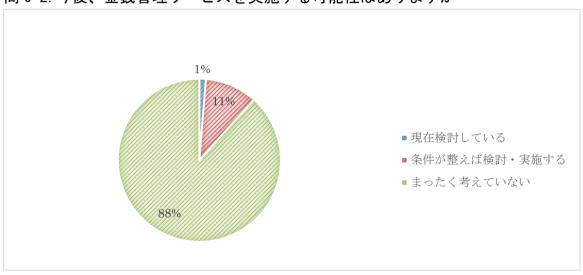
問7に進む。

問6 「金銭管理サービスを実施していない」方にお伺いします

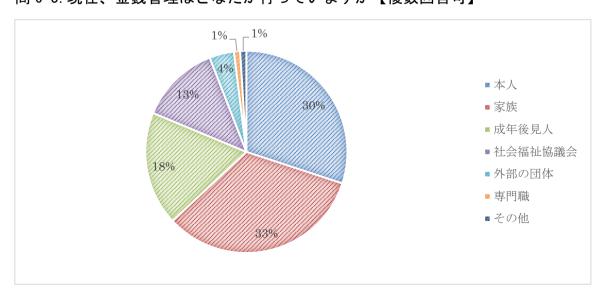
問 6-1. 金銭管理サービスを実施していない理由は何ですか【複数回答可】



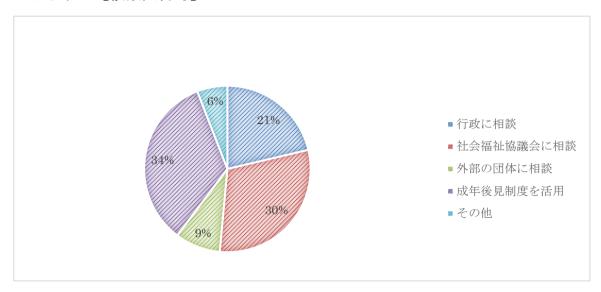
問 6-2. 今後、金銭管理サービスを実施する可能性はありますか



問 6-3. 現在、金銭管理はどなたが行っていますか【複数回答可】

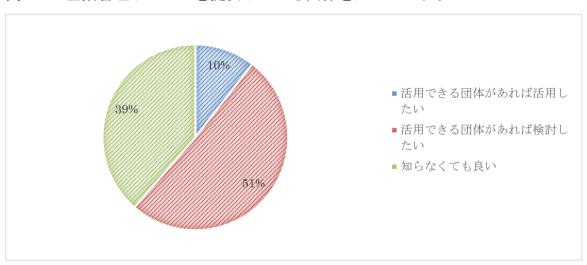


問 6-4. 今後、本人もしくはその支援者が金銭管理を実施できなくなった場合はどう対応されますか【複数回答可】

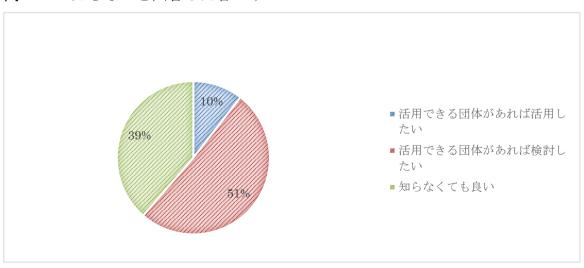


問7 すべての方にお伺いします

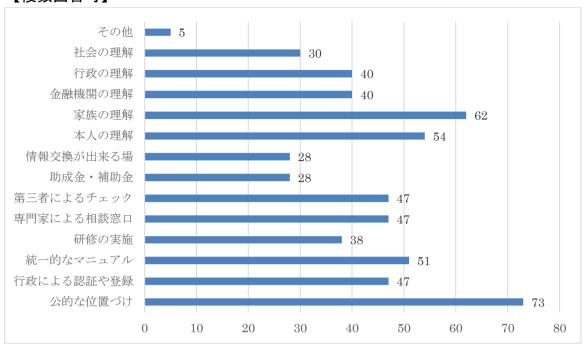
問 7-1. 金銭管理サービスを提供している団体を知っていますか



問 7-1-2. 知らないと回答した者のみ



問 7-2. 金銭管理サービスが社会に定着していくために必要だと思うものはありますか 【複数回答可】



問 7-3. 金銭管理サービスを発展させるアイデアがありましたらお書きください

- ・ 当施設での金銭管理は、貴重品を封筒に入れ、糊付けし印を押す方法で耐火金庫に入れるサービスと買い物代行サービスを実施している。現金は一切預かったりすることは規定でできないことになっている。(貴重品の中身が分からない。買い物代行は後日、請求書に立て替え分として請求している)居室内にも現金は置かないで欲しいと本人、家族に入居時に話をしている。(どうしても置きたいと申し出た場合は本人管理としている)施設で立替えする場合は、家族や身元保証人に確認を取っている。
- ・ サービス報酬の加算や市町村の助成金など、対価のあるサービスとして金銭管理の仕組みができることで、責任のある支援となり公的機関の目に触れることで風通しが良くなると考えます。また、安易な成年後見申請が少なくなり、本当に必要としている人にサービスが届くことにもなるだろうとも考えられるため助成金・補助金は費用対効果も一定程度は得られると思います。
- 年金の管理等ご家族では難しい(利用者の未納等)時の相談窓口をなんとかして欲しいと思います。
- ・ 入居施設(住宅型)では、遠方に住む家族から預かって支払ったり日々の生活で使うお金を計画的に本人に手渡すなどの支援をしています。委任状を書いてもらい、金融機関に介護サービス(ヘルパー)が下ろしに行く等しています。社協の支援サービスにより自宅で暮らしている人の生活の維持を他サービスと連携して全体の一部としてお願いしています。理解が低くなったり、判断が難しい等は、後見センターに相談し金銭を含めた手続き等お願いしています。必要時にす

ぐに動いてもらえない等の支障はあります。その人の状況でトラブルにならず生活維持できたらと思います。いかに信頼できるかの関係づくりが大切だと思います。

- 利用に来るまでの審査や手続きを整理簡略化する。
- ・ 認知症などの疾患診断には時間がかかりすぎるので状況に応じて国、行政から 早期で対応するように依頼することが出来る仕組み。
- ・ 申し立ての基準についてある程度緩和が必要と思われる。例えば、市長申し立 て等地域ケア会議などで関係機関全体での一致があればある程度進められるよ うな仕組み。
- ・ 社会的にだれもが知っている機関(警察であれば犯罪防止にもなるなど、郵便 局など)が請け負うと保護しやすく信用がある。
- ・ 認知症のため、成年後見人が金銭管理を行っているが自宅にお金を置くとすぐに紛失してしまうため、頻回に少なめのお金を補充する必要があるが後見人の動きにも限界があり、結局、後見人がいるのにサービス事業所が「立替える」「預かる」等の状況が起きてしまっている。在宅生活を支えるためには、もっと細やかな対応のできる団体や制度が必要と日々感じる。
- ・ 金銭管理の手間をどのように軽減できるか話し合ってみてはどうでしょうか・・・。現在はすべて担ってないですが相当だと思いますしリスクもあると思います。その点が見えてくるとサービスとして検討も今後できるというかしなければならなくなると思います。
- ・ 銀行や郵便局が金銭管理をおこなえば安心だし理解が浸透されやすいのではないかと思いました。
- ・ ヘルパー事業所なので、定期的に訪問してお小遣いの管理程度はできる。しかし、それを実現するには相談支援事業所が主体となり、連携を取りながら画一的なマニュアルを作成し、なおかつ金銭管理及びそのための訪問を「サービスである」と位置付ければ、対応してくれる事業所はあるように思う。障害福祉サービスはあくまで、相談支支援専門員が包括的に利用者の使うサービスを(依頼をもとに)考え、それぞれを利用できるように調整していくため、どのサービス(居宅、日中活動、GH等)で金銭管理を行うのが適切か判断し、サービスとして依頼していくのが適当だと思われる。しかし、結局のところ、それがボランティアではなく「障害福祉サービスの仕事として位置づけてもらえるのか」が重要だと思う。
- ・ 金銭管理を公的な制度を利用せずに実施するための法的な整備やノウハウがあれば知りたい。
- ・ 他者のお金を扱うというのは管理する側はとても神経を使うことだと思います。公的な位置づけで管理する側にもきちんと対価が支払われる仕組みづくりが 必要だと思います。社会福祉協議会の自立支援事業は助かっています。
- ・ 金銭管理が苦手な方は多くいらっしゃいますが、障害種別であったり程度で利用できない方も少なくないかと。市町村にサービスの申請に来られる方も多いと

思うので窓口職員からのサービスの一つとして説明されたり、医療機関などでも 相談があった際は説明するなどどうでしょうか? 就労の側としても利用者様か ら相談を受けることがありますが、利用に向けての簡単な流れの説明と計画相談 の担当者の方へ利用希望がある事など伝え協力してつなげることはあります。